

税政係からのお知らせ

■確定申告はお早め！

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者（納税者）が不測の損害を被るおそれもあります。

「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

<http://www.tokyozeirishikai.or.jp>

■事業主の皆さんへ 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています！

特別徴収の実施に向けてご理解・ご協力をお願い致します。

・特別徴収とは？

事業主の方が従業員の方にかわり、毎月給与から個人住民税を差し引き村へ納入していただく制度です。
※所得税の源泉徴収義務が

ある事業主の方は、法律で義務付けられています。

・どんなメリットがあるの？

主に従業員の方にメリットがあります。

① 個人住民税の納め忘れが無くなる。

② 普通徴収の納期が原則4回であるのに対し、特別徴収は年12回になるので、1回あたりの負担が少なくて済みます。

特別徴収に関する詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>

【問い合わせ】

企画財政課税政係

(5)0241(直通)



▲個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

■給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は、地方税法第317条の6第1項

により提出が義務付けられています。提出義務違反については罰則が定められています。

法人および個人事業主の方は、平成29年中に支払った給与等について、平成30年1月31日までに、「給与支払報告書」を役場税政係に忘れずに提出してください。提出の際、次の点にご注意ください。

① 平成30年1月1日現在、新島村に住んでいる受給者の分のみ

② 支払額の多少や常勤・非常勤の別にかかわらず全受給者分

③ 平成29年中の退職者についても提出

④ 従業員の方の中で、個人住民税を普通徴収にする場合には「普通徴収切替理由書」の提出が必要となります。詳しくは税政係へお問い合わせください。

また、給与等の支払者は、全ての受給者に対し、同じく平成30年1月31日までに、「給与所得の源泉徴収票」を交付する義務があります。

【問い合わせ】

企画財政課税政係

(5)0241(直通)

■償却資産（固定資産税）の申告について

平成30年1月1日現在、新島村内において事業を営んでいる法人・個人の方は、村内において所有している機械・備品等の事業用資産について所有状況の申告が必要です。期限までに、役場まで申告をお願い致します。

【提出期限】

法人事業主の方…

平成30年1月31日（水）

個人事業主の方…

平成30年2月28日（水）

※前年度申告していただいた方については、30年度分の申告書類を役場からお送りします。個人事業主の方については、1月の下旬頃に発送しますので、届き次第申告書の提出をお願い致します。

【問い合わせ】

企画財政課税政係

(5)0241(直通)

総務課からのお知らせ

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

【相談日時】

平成30年1月12日（金）

午前10時～午後2時

【相談場所】新島村住民センター
交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何か卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎03(33353)9191

平日午前9時～午後5時

(正午～午後1時を除く)



教育委員会からのお知らせ

■平成30年度新島村の
就学援助について

【特別支援教育就学奨励費】

村内の公立小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒がいるご家庭に対し、村では通学費や学用品費等の一部の費用について、ご家庭の経済的な負担を軽減するために教育費を補助しています。

補助を受けることができ
るご家庭は次の通りです。

- ①新島村に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のいるご家庭
- ②平成29年中の総所得額が、当該制度の基準以内のご家庭

【要保護・準要保護就学援助費】

村内の公立小中学校に就学する児童・生徒の保護者で、村の要保護・準要保護認定基準に該当する保護者に対し、村では通学費や学用品費等の一部を支給する就学援助を行っています。詳しい内容は教育委員会ホームページをご覧ください

い。
○就学援助の申請手続き
申請書に記入・押印の上、
必要書類を添えて提出して
ください。
(注) 就学援助の申請は毎年
必要です。前年度の就学
援助を受けた世帯について
も翌年度改めて申請が必要
になります。

○申請書の提出期間

・平成30年1月から3月末
日までの開庁日(満額支給
の場合)

○申請書の配布・受付

・教育委員会教育課の窓口
(住民センター1階)
・式根島の方は、式根島支
所窓口

【問い合わせ】

新島村教育委員会

☎(5)0203 (内線230)



■新島村教育委員会委員
の再任について

村の教育委員会は、教育
長と4名の教育委員によつ
て構成されておりますが、
このうち大沼裕美氏・宮原
正夫氏の任期が、平成29年
12月16日をもって満了いた
しました。このため、村では、
同委員の再任に係る同意議
案を12月定例議会に提出し、
同意が得られましたので、
12月17日同委員を教育委員
会委員に任命いたしました。

就退任	職名	氏名	委員任期
再任	教育長 職務代理	大沼裕美	自 29.12.17 至 33.12.16
再任	委員	宮原正夫	自 29.12.17 至 33.12.16

大島支庁からのお知らせ

大島支庁管内に住所があ
り、精神または身体に重度
の障害があるため、日常生
活において常時介護を必要
とする方に対し、下記の条
件のもと月額手当が5月・
8月・11月・2月の四期に
支給されます。

・20歳未満

障害児福祉手当月額
月額 14,580円

(平成30年1月現在)

・20歳以上

特別障害者手当月額
月額 26,810円

(平成30年1月現在)

※ただし、次の項目に該当
する場合は支給されません。
①施設に入所しているとき

(障害児入所施設・障害者支
援施設その他これに類する
施設)

②受給者本人や扶養義務者
の前年の所得が、別に定め
る額(限度額)以上である
とき。

③【障害児福祉手当】障害
を支給事由とする公的年金
を受けているとき。【特別障
害者手当】病院又は診療所
に継続して3か月を超えて
入院しているとき。

手当を受けるためには、
申請(認定請求書等の提出)
が必要となります。右記手
当のご相談は、大島支庁総
務課福祉担当までご連絡く
ださい。

【問い合わせ】

大島支庁総務課福祉担当

☎(2)4421

おめでとう

さや
彩ちゃん

平成29年6月30日生



池村
遼太さん・咲さん
(本村 池太)